

湧別町立ゆうべつ学園 「学校いじめ防止基本方針」

【目的】 「いじめ防止対策推進法（第13条）」及び「北海道子どものいじめ防止に関する条例」に基づき、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。なお、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

<いじめの禁止>

児童生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

<学校及び教職員の責務>

いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者の他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

<保護者の責務>

学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力すること。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

<基本施策>

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、道徳の時間を要とし、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する、児童生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ③ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、特別活動の時間等を活用する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめの早期発見に向けて、在籍児童生徒に定期的な調査を年2回実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- ② いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ③ 児童生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

(3) いじめ防止等の対策のための資質の向上

- ① いじめ防止等の対策に関する研修を校内研修に位置づけ実施し、職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(5) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- (ア) いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「生徒指導対策委員会」を設置する。

《構成員》 校長、教頭、児童生徒指導担当、養護教諭、学年担当(担任等)

《活動》 1) いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

2) いじめ防止に関すること

3) いじめ事案に対する対応に関すること

4) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童生徒理解を深めること

《開催》 年5回実施し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(ア) 重大事態が発生した旨を、湧別町教育委員会に速やかに報告する。

(イ) 湧別町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

(ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

【学校教育目標】 「多様な仲間と共に学び続ける子ども」 が育つ学園の創造

- 自ら学び考え、進んで伝え合う子ども ○心豊かで、思いやりのある子ども
- 積極的に行動し、粘り強くやり抜く子ども ○生命を大切にし、健康でたくましい子ども

【家庭・地域との連携】

- 学級 PTA
- PTA 総会
- 学校運営協議会

【生徒指導対策委員会】

- 〔目的〕 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための常設の中核的組織
- 〔構成〕 校長、教頭、生徒指導担当
各ブロック代表者

【関係機関との連携】

- 湧別町教育委員会
- 遠軽警察署
- 児童相談所 等

【教育活動の重点】

- 生徒指導の充実
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 特別支援教育の充実
- 読書活動とあいさつ運動の推進

【児童生徒の主体的な活動】

- 児童生徒会活動の充実
- * あいさつ運動
- * ボランティア活動

【いじめの未然防止】

- いじめはどの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。
- 〔教職員の取組〕
- 分かりやすい教科授業実践
 - 生徒・教師が一体となって成就感・達成感を味わうことのできる学校行事・学級活動・道徳指導の充実
 - 情報モラル指導の充実
 - 受容と共感を根底にした生徒指導
- 〔児童生徒の取組〕
- いじめ防止キャンペーン（仮称）の取組み
 - 「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を基本として「自分づくり」に励み、他者の思いや願い、考えを理解し、共に向上しようとする環境づくり
- 〔保護者の取組〕
- 我が子の観察及び学校との連携（報告・連絡・相談）
 - 学級 P T A 等におけるいじめについての情報交換

【生徒指導体制】

- 校内教育支援委員会
- 生徒指導部会
- 職員会議
- 職員研修

【相談体制】

- 定期的教育相談及びチャンス相談実施
- 教育相談週間の設定

【職員研修】

- 生徒指導事例研修
- カウンセリング研修
- 各種啓発資料活用

【いじめの早期発見】

- 早期発見が早期解決につながるという認識のもと、児童生徒へのアンケート、職員間での情報共有及び保護者との連携等により情報を収集する。
- 〔教職員の取組〕
- 定期的なアンケート（5月・10月）
 - 教育相談を通じた聞き取り
 - 保護者が相談しやすい環境づくり
- 〔児童生徒の取組〕
- 学校・保護者・関係機関への相談
- 〔保護者の取組〕
- 我が子の観察及び学校への報告・連絡・相談
 - 悩みを親へ相談できる雰囲気作り

【いじめに対する措置】

- 問題軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。
- 〔教職員の取組〕
- 複数の教職員による速やかな事実確認及びいじめ対策委員会の開催
 - 被害児童生徒の保護及び保護者・関係機関との連携
 - 個人情報の適切な管理
- 〔児童生徒の取組〕
- 「いじめは許さない」「一人で悩まない」という雰囲気づくり
- 〔保護者の取組〕
- 被害児童生徒保護者の我が子を守り抜く姿勢
 - 加害児童生徒保護者の事後指導
 - 被害及び加害児童生徒保護者と学校との連携